

北海道知事登録旅行業第3-746号
ゴーアブ・ツアー（ゴーアブ株式会社）
札幌市白石区南郷通1丁目北10
（一般社団法人）全国旅行業協会正会員

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- この旅行はゴーアブ株式会社（以下「当社」といいます）〈北海道知事登録旅行業第3号-746号〉が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。
- 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2. 契約の成立

- 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申し込み下さい。お申込金は、旅行代金、取消料、違約料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払ください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。（書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）
- 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約（企画手配旅行契約を除きます。）であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

3. 申込条件

- 申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行の申込時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

1. 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
2. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。
4. 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
5. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
6. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
7. 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
8. 会員の通信機器に前項(7)にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

6. 旅行代金

当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）の他、旅行業務取扱料金のうち、手配に係る取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお客様にお支払いいただきます。

1. 旅行代金とは、旅行費用及び当社にお支払いいただく取扱料金をいいます。旅行代金及び当該旅行に係るその他の費用の合計額（以下「旅行費用等」といいます）及びその内訳は、見積書に明示いたします。
2. 旅行代金（旅行代金から申込金を差し引いた額）は請求書に記載した期日までに当社の指定した方法によってお支払いください。
3. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

7. 取扱料金

区 分		内 容		料 金	
手配料金	国内旅行	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行	旅行費用総額の	20%以内
			個人（上記以外）	1件につき	7,700円
		宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行	宿泊券面額の	20%以内
			個人（上記以外）	1件につき	5,500円
		運送機関のみの場合	1件につき	5,500円	
	海外旅行	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行	旅行費用総額の	20%以内
個人（上記以外）			1件につき	11,000円	
		運送機関、宿泊機関の予約・手配	1件につき	11,000円	
連 絡	国内旅行	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき	3,300円

通信費	海外旅行	(通話料、電報料別)	1件につき	3,300円
-----	------	------------	-------	--------

- 注1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 注2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 注3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 注4. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
- 注5. 上記料金には消費税が含まれます。

8. 契約の変更

- お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。
- お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとし
- 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

9. 変更料金

区 分		内 容		料 金	
変更手 続料金	国内旅行	運送機関と宿泊機関等との手配が 複合した場合	15人以上の団体手配旅行	変更に係る部分の変更前 の旅行代金の 20%以内	
			個人（上記以外）	1件につき	5,500円
		運送機関の予約・手配の変更		1件につき	3,300円
		宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む）		1件につき	3,300円
	海外旅行	運送機関と宿泊機関等との手配が 複合した場合	15人以上の団体手配旅行	変更に係る部分の変更前 の旅行代金の 20%以	
			個人（上記以外）	1件につき	8,800円
		運送機関の予約・手配の変更		1件につき	8,800円
		宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき	8,800円

- 注1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 注2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 注3. 入場券の払戻しはできません。
- 注4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 注5. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
- 注6. 上記料金には消費税が含まれます。

10. 添乗サービスと空港等への送迎

- お客様からご依頼をいただいた場合を除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。尚、現地における当社の連絡先は、契約書面に明示します。又、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- お客様からご依頼をいただいた場合は添乗員が同行し、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様から下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- お客様からご依頼をいただいた場合は空港等への送迎サービスを行います。
- 当社が空港等への送迎サービスを提供する場合、お客様から下記に定める「空港等への送迎料金」と係員が送迎するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

お申込みの旅行に係る添乗員費用（添乗サービス料金と必要な実費の合計）と送迎費用（空港等への送迎料金と必要な実費の合計）は、見積書に明示します。

区 分		内 容	料 金
添乗サー	国内旅行	添乗員 1 名 1 日当たり（交通費、宿泊費は別）	33,000円

バス料金	海外旅行	添乗員 1 名 1 日当たり（交通費、宿泊費は別）	66,000円
空港等への送迎料	国内旅行	(1) 空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき 22,000円 (交通費、宿泊費は別)
		(2) 空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合。 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき (1)の料金に 5,500
	海外旅行	(1) 空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき 22,000円 (交通費、宿泊費は別)
		(2) 空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合。 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき (1)の料金に 5,500

注1. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

注2. 上記料金には消費税が含まれます。

11. 契約の解除

1. お客様による任意解除

お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくのほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

2. お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくのほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

3. 当社の責に帰すべき事由による解除

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。

4. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただきます。

5. 当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものといたします。

当社は手配の全部又は一部を国内・海外の旅行業者・手配代行者その他補助者に代行させることがあります。

区 分		内 容		料 金
取消手続料金	国内旅行	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20%以内
			個人（上記以外）	1 件 につき 5,500 円
		運送機関の手配の取消し（未使用乗車券の精算手続がある場合はそれを含む）		1 件 につき 3,300 円
	海外旅行	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む）		1 件 につき 3,300 円
		運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 15%以内
			個人（上記以外）	1 件 につき 8,800 円
		未乗車乗船券の精算手続		1 件 につき 8,800 円
		宿泊手配の取消し		1 件 につき 8,800 円

注1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

注2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

注3. 入場券の払戻しはできません。

注4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

注5. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

注6. 上記料金には消費税が含まれます。

12. 国内宿泊施設・観光施設の取消料金

1. 旅館・ホテル等の取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
2. 一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。
3. 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の払い戻しをうけて、払い戻し欄にご署名下さい。
4. 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。
5. 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

13. 海外航空券の変更・取消手続料金

1. 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。
2. 繁忙期の航空券はお客様にご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合、その後の変更取消しは変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

14. 団体・グループ契約

1. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
2. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
3. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
4. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
5. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
6. 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
7. 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受け、添乗員を派遣します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

15. 当社の責任

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に通知があったときに限り、1旅行1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）といたします。
3. 免責事項
お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。
 1. 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。
 2. 航空会社の過剰予約受付（オーバードッキング）により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
 3. お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取消され航空券が無効になった場合。
 4. お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。
 5. お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
 6. 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
 7. パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
 8. お客様のご都合または乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

9. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

16. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
2. お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。
4. お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

17. お客様が出発までに実施する事項

1. 旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）
 1. 旅券（パスポート）：旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
 2. 査証（ビザ）：旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
2. 保健衛生・予防接種について
渡航先国により入国時に予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所で予防接種を受け証明書の交付を受け携帯してください。なお、渡航先（国又は地域）の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
4. 海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

18. 特別保証規程の不適用

本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

19. 保健衛生・予防接種について

渡航先国により入国時に予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所で指定された予防接種を受け証明書の交付を受け携帯してください。渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>で確認ください

20. 海外危険情報について

1. 渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の「外務省海外安全ホームページ」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。
2. 旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に外務省より「海外危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な処置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、または日程を変更する場合があります。

21. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

22. 個人情報の取扱い

1. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
2. 上記 2. 3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、大使館、出入国管理官に書類又は電子データにより、提供することがあります。
3. 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。
4. お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。以下の問い合わせ窓口まで、お申し出ください。

【個人情報相談窓口】

ゴーアブ株式会社 お客様相談窓口 電話/ファックス 011-311-4546 E-mail : privacy@goabtour.com

23. 燃油サーチャージについて

1. 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
2. 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払戻します。
3. お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約を解除される場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

24. その他

1. 航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。
2. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はおお客様にご負担いただきます。
3. お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

25. 約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。